

完了・中間検査申請時に必要な書類等のお知らせ(大阪府)

●:必要 ○:設計条件により必要、△:場合により必要

	法第6条第1項2号及び3号建築物												左記以外		型式製造者 認証建築物	提出 区分	機関 欄		
	SRC造			RC造			S造			W造			全ての構造						
	基礎	建方	完了	基礎	建方	完了	基礎	建方	完了	基礎	建方	完了	建方	完了				建方	完了
申請書等	(1)中間検査申請書【第26号様式】第1面～第4面	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	提出	適 不適
	(2)完了検査申請書【第19号様式】第1面～第4面			●		●		●		●		●		●		●		提出	
	(3)委任状(代理人による申請の場合)	△	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	提出	
	(4)建築士免許証写(確認又は中間検査以降に変更があった場合のみ提出)※1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	提出	
	(5)軽微な変更書類(直前の確認又は検査以降に変更があった場合)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	提出	
	(6)都市緑地法第43条第1項に係る認定書(認定を受けた場合)			●		●		●		●		●		●		●		提出	
工事監理報告書	【様式0】表紙	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	提出	適 不適
	【様式1】共通	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	提出	
	【様式2】基礎配筋	●			●			●			●			●			●	提出	
	【様式3】木造・軸組工法																	提出	
	【様式4】木造・枠組壁工法																	提出	
	【様式5】鉄筋コンクリート造		●			●	●											提出	
	【様式6】鉄骨造	○	●					○	●	●								提出	
	【様式7】シックハウス内装関係(適用を受ける場合)			●			●											提出	
	【様式8】防火区画等関係			○			○											提出	
	【様式9】バリアフリー関係			○			○											提出	
	【様式10】詳細報告【様式10】(様式1～9で記載できない場合)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	提出	
【様式11】各種資料チェックリスト	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	提出		
省工本基準工事監理報告書 ※5 □標準入力法 □モデル建物法 □その他			○			○			○			○			○		提出		
構造関係書類	(1)地盤調査報告書(工事着手までに提出)	○			○			○			○			△		○		提出又は提示	適 不適
	(2)地盤改良施工報告書及び地盤改良品質検査結果報告書	○			○			○			○			△		○		提出又は提示	
	(3)杭耐力試験報告書及び杭施工報告書	○			○			○			○					○		提出又は提示	
	(4)骨材試験報告書(絶乾密度・吸水率・粒度試験・アルカリシリカ反応性試験)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	提出又は提示	
	(5)コンクリート配合報告書	●			●			●			●							提出又は提示	
	(6)フレッシュコンクリートのスランプ、空気量、単位容積質量、温度、塩化物量試験報告書 ※2		●	○		●	○		●	○		●	○					提出又は提示	
	(7)コンクリート圧縮強度試験報告書 1週及び4週 ※2 「構造体部分(杭、基礎、各階、合成スラブ等)の1週及び4週(現場水中養生試験体)の圧縮強度試験成績書」 (注)コンクリート打設日毎かつ打設量が150㎡毎に必要です	杭○ 1w 4w	● 1w 4w	○ 1w 4w	杭○ 1w 4w	● 1w 4w	○ 1w 4w	杭○ 1w 4w	● 1w 4w	○ 1w 4w	杭○ 1w 4w	● 1w 4w	○ 1w 4w					提出又は提示	
	(8)コンクリートコア圧縮強度試験報告書(採取現場写真)※2																	提出又は提示	
	(9)硬化したコンクリート塩化物量試験報告書 ※2		○	○		○	○											提出又は提示	
	(10)コンクリート工事施工計画報告書(工事着手までに提出) ※3	○			○													提出又は提示	
	(11)コンクリート工事施工結果報告書 ※3		○	○		○	○											提出又は提示	
	(12)コンクリート打込結果表 ※3		○	○		○	○											提出又は提示	
	(13)鉄筋強度試験報告書(ミルシートがあれば省略)※4	●	●	○	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	提出又は提示	
	(14)PC鋼棒、PC鋼線及びPC鋼より線強度試験報告書※4	○	○	○	○	○	○											提出又は提示	
	(15)鋼材強度試験報告書(ミルシートがあれば省略)※4		●	○		●	○				●	○						提出又は提示	
	(16)ボルト類強度試験報告書(ミルシートがあれば省略)※4		●	○		●	○				●	○						提出又は提示	
	(17)高力ボルト締付け検査報告書(高力六角ボルト使用の場合)※4		●	○		●	○				●	○						提出又は提示	
	(18)溶接部非破壊試験報告書※4 (RC造は溶接継手の場合)	○	●	●	○	○	○	○	●	○								提出又は提示	
	(19)溶接部強度試験報告書※4		●	○		●	○				●	○						提出又は提示	
	(20)圧接部強度試験報告書 超音波探傷試験※4	○	○	○	○	○	○				○	○						提出又は提示	
	(20)鉄骨工事施工状況報告書		●	○							●	○						提出又は提示	
	(21)使用金物一覧表																	提出又は提示	
	(22)鋼材の品質証明書の写し(ミルシートがあれば省略) (RC造は鋼管杭の場合)	○	●	○	○	○	○				●	○						提出又は提示	
(23)鋼材の流通経路を示す書類(RC造は鋼管杭の場合)		●	○		○	○				●	○						提出又は提示		
設備	(1)建築設備工事監理報告書【様式1～様式11】(戸建住宅、長屋は【簡易版】を使用) 対象建築物:戸建住宅、長屋及び法別表第1(イ)欄に掲げる特殊建築物 で階数が3以上又は延べ面積300㎡を超える特殊建築物			●		●				●				●		○	提出	適 不適	
	(2)基礎の配筋工事終了時の写真												△		●	●	提出		
写真	(2)屋根の小屋組、構造耐力上主要な軸組もしくは耐力壁の工事終了時の写真												△		●	●	提出		
	(3)工事写真(各工程毎、見え隠れ部分、鉄骨開先等工場工程)	○	●	○	○	●	○	○	●	○			△				提出又は提示		
	(4)鉄骨の耐火被覆等で見え隠れとなる部分の施工写真																提出又は提示		
	(5)耐火被覆・区画貫通・界壁等の写真			○			○										提出又は提示		

※1: 建築士データベースの閲覧等により建築士の情報の確認ができる場合は提出不要です
 ※2: 登録試験所(財)日本建築総合試験所・(財)日本品質保証機構 等
 ※3: 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積500㎡を超えるもの
 ※4: 第三者機関実施
 ※5: 2,000㎡以上の非住宅建築物の場合は提出が必要で
 工作物(擁壁除く): 検査申請書と構造区分に応じた監理報告書(様式0～様式6)を提出してください
 工作物(擁壁): 検査申請書と構造区分に応じた監理報告書(様式0～様式6)・コンクリート関係書類・基礎写真を提出してください
 行政要請により都計法第37条承認物件は完了検査時に、都計法第36条の写しを添付してください

完了・中間検査申請時に必要な書類等のお知らせ(京都府・京都市・兵庫県・滋賀県・奈良県)

●: 必要 ○: 設計条件により必要、△: 場合により必要)

	法第6条第1項2号及び3号建築物												左記以外		型式製造者 認証建築物	提出 区分	機関 欄			
	SRC造			RC造			S造			W造			全ての構造					全ての構造		
	基礎	建方	完了	基礎	建方	完了	基礎	建方	完了	基礎	建方	完了	建方	完了				建方	完了	
申請書等	(1)中間検査申請書【第26号様式】第1面～第4面	●	●		●	●		●	●		●	●		●	●		●	●	提出	適 不適
	(2)完了検査申請書【第19号様式】第1面～第4面			●			●			●			●			●		●		
	(3)委任状(代理人による申請の場合)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	(4)建築士免許証写(確認又は中間検査以降に変更があった場合のみ提出)※1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
	(5)軽微な変更書類(直前の確認又は検査以降に変更があった場合)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	(6)都市緑地法第43条第1項に係る認定書(認定を受けた場合)			●			●			●			●			●		●		
	(7)省エネ基準工事監理報告書 ※2 □標準入力法 □モデル建物法 □その他			○			○			○			○			○		○		
構造関係書類	(1)地盤調査報告書(工事着手までに提出)	○			○			○			△			△			○		提出 又は 提示	適 不適
	(2)地盤改良施工報告書及び地盤改良品質検査結果報告書	○			○			○			△			△			○			
	(3)杭耐力試験報告書及び杭施工報告書	○			○			○			△			△			○			
	(4)コンクリート工事施工計画報告書(工事着手までに提出) ※ I	○			○			○			○			○			○			
写真	(1)基礎の配筋工事終了時の写真												△		●		●		提出 又は 提示	適 不適
	(2)屋根の小屋組、構造耐力上主要な軸組もしくは耐力壁の工事終了時の写真												△		●		●			
	(3)工事写真(各工程毎、見え隠れ部分、鉄骨開先等工場工程)	○	●	○	○	●	○	○	●	○			△							
	(4)鉄骨の耐火被覆等で見え隠れとなる部分の施工写真												○							
	(5)耐火被覆・区画貫通・界壁等の写真			○			○			○			○							

※1: 建築士データベースの閲覧等により建築士の情報の確認ができる場合は提出不要です

※2: 2,000㎡以上の非住宅建築物の場合は提出が必要です

行政要請により都計法第37条承認物件は完了検査時に、都計法第36条の写しを添付してください

完了・中間検査申請時に必要な書類等のお知らせ(宇治市)

●: 必要 ○: 設計条件により必要、△: 場合により必要)

	法第6条第1項2号及び3号建築物												左記以外		型式製造者 認証建築物	提出 区分	機関 欄			
	SRC造			RC造			S造			W造			全ての構造					全ての構造		
	基礎	建方	完了	基礎	建方	完了	基礎	建方	完了	基礎	建方	完了	建方	完了				建方	完了	
申請書等	(1)中間検査申請書【第26号様式】第1面～第4面	●	●		●	●		●	●		●	●		●	●		●	●	提出	適 不適
	(2)完了検査申請書【第19号様式】第1面～第4面			●			●			●			●			●		●		
	(3)委任状(代理人による申請の場合)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	(4)建築士免許証写(確認又は中間検査以降に変更があった場合のみ提出)※1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
	(5)軽微な変更書類(直前の確認又は検査以降に変更があった場合)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	(6)都市緑地法第43条第1項に係る認定書(認定を受けた場合)			●			●			●			●			●		●		
	(7)省エネ基準工事監理報告書 ※2 □標準入力法 □モデル建物法 □その他			○			○			○			○			○		○		
構造関係書類	(1)地盤調査報告書(工事着手までに提出)	○			○			○			△			△			○		提出 又は 提示	適 不適
	(2)地盤改良施工報告書及び地盤改良品質検査結果報告書	○			○			○			△			△			○			
	(3)杭耐力試験報告書及び杭施工報告書	○			○			○			△			△			○			
	(4)コンクリート工事施工計画報告書(工事着手までに提出) ※ I	○			○			○			○			○			○			
	(5)コンクリート工事施工結果報告書※ II		○	○		○	○		○	○		○	○		○	○		○		
写真	(1)基礎の配筋工事終了時の写真												△		●		●		提出 又は 提示	適 不適
	(2)屋根の小屋組、構造耐力上主要な軸組もしくは耐力壁の工事終了時の写真												△		●		●			
	(3)工事写真(各工程毎、見え隠れ部分、鉄骨開先等工場工程)	○	●	○	○	●	○	○	●	○			△							
	(4)鉄骨の耐火被覆等で見え隠れとなる部分の施工写真												○							
	(5)耐火被覆・区画貫通・界壁等の写真			○			○			○			○							

※ I、※ II: S造、RC造、SRC造で次のいずれかに該当するもの 1、地階を除く階数が3以上のもの 2、延べ面積が500㎡を超えるもの

※ III: 日影による高さの制限を受ける建築物並びに日影による高さの制限を受けない建築物で、建築士法第3条第1項及び第3条の2第1項に掲げる建築物

※1: 建築士データベースの閲覧等により建築士の情報の確認ができる場合は提出不要です

※2: 2,000㎡以上の非住宅建築物の場合は提出が必要です

建築士法第3条第1項及び第3条の2第1項に掲げる建築物:

- 1 学校、病院、劇場、映画館、観覧車、公会堂、集会場、(オーディトリウムを有しないものを除く。)又は百貨店の用途に供する建築物で、延べ面積が500㎡を超えるもの
- 2 木造の建築物又は建築物で、高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの
- 3 RC造、S造、石造、れん瓦造、CB造若しくは無筋コンクリート造の建築物又は建築物の部分で延べ面積が300㎡高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの又は3条の2延べ面積が30㎡を超えるもの
- 4 延べ面積が1000㎡をこえ、且つ、階数が2以上の建築物
- 5 延べ面積が100㎡(木造の建築物にあっては300㎡)を超え、又は階数が3以上の建築物

行政要請により都計法第37条承認物件は完了検査時に、都計法第36条の写しを添付してください

各申請書、報告書等は <http://www.o-nex.jp> よりダウンロードできます。 詳細連絡先: 確認検査課 072-811-6000